

荒尾市内、圏域(玉名、長洲、南関、和水、玉東)内の学校等が利用する際の子ども科学館利用料金

通常料金(A)		金額(一人あたり)				
		団体割引適用後 (20名以上3割引 ・10円未満切捨) (A×0.7) (B)	条例施行規則による減免制度適用後(事前の申請要)			
			荒尾市内学校など(5割減免)		圏域内1市4町(玉名市、長洲町、南関町、和水町、玉東町)の学校など(3割減免)	
		20名に満たない場合 (A×0.5)	団体割引との併用 (B×0.5)	20名に満たない場合 (A×0.7)	団体割引との併用 (B×0.7)	
3歳以上 中学生未満	300円	210円	150円	100円	210円	140円
中学生以上	700円	490円	350円	240円	490円	340円
減免補填額						
3歳以上 中学生未満		0円	150円	110円	90円	70円
中学生以上		0円	350円	250円	210円	150円

荒尾総合文化センター条例施行規則

第10条 条例第11条の規定により使用料等の減免を受けることができる者は、使用許可の申請をするときに、文化センター使用料等減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料等の減免の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

【別表第2】

使用区分	減免率
1 荒尾市が行政目的のために主催する行事に使用するとき。	10割
2 国、県又は荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が主催する行事で文化芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
3 荒尾市が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	5割
4 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が共催する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
5 荒尾市が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	2.5割
6 荒尾市を除く圏域内の地方公共団体が後援する行事で広く住民の文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	1.5割
7 荒尾市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	5割
8 荒尾市を除く圏域内の学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所又は同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園が文化、芸術、科学等の振興のために使用するとき。	3割
9 荒尾市内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	2割
10 荒尾市を除く圏域内の公共的団体が主催する行事で住民の福祉増進のために使用するとき。	1.2割

備考

1 この表において、「圏域内」とは条例第2条第1項に定める有明広域市町村圏域内に住所を有する個人又は事務所を有する団体をいい、「圏域外」とはそれ以外のものをいう。

2 この表において「公共的団体」とは、地方自治法第157条に該当する公共的団体をいう。